

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でさまざまなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

8

2019



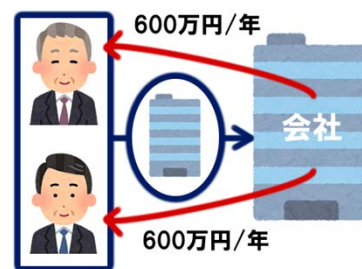
明治通り税理士法人

東京都渋谷区東2-23-3タゴシンビル3F
TEL : 03-5778-4088 / FAX : 03-5778-4089

5年後に注意！ 免税事業者との取引は消費税が控除 できなくなる



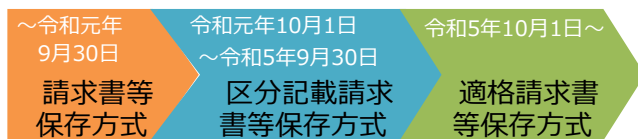
当社（年商3億円）は、当社社長と会長が所有する建物を賃借して事務所として利用しており、各人へ賃借料（年600万円ずつ）を支払っています。社長も会長も消費税は免税事業者ですが、当社は当該賃借料を“課税仕入れ”として、消費税を計算する上で仕入税額として控除（以下、仕入税額控除）しています。消費税率が10%へ引上げられた後も、引き続き仕入税額控除をすることはできますか？



A 令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられても、令和5年9月30日までの間は、免税事業者からの“課税仕入れ”について、現行と同様、仕入税額控除はできます。一方、令和5年10月1日以降は、一定の場合を除き、免税事業者からの“課税仕入れ”について、仕入税額控除はできないこととなります。

の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。

<仕入税額控除の要件>



1. 仕入税額控除の方式の改正

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと引上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始することで、標準税率10%と軽減税率8%との複数税率となります。

内訳	税率	現行	令和元年10月1日～	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.30%	7.80%	6.24%
地方消費税率		1.70%	2.20%	1.76%
合計		8.00%	10.00%	8.00%

複数税率となることで、納めるべき消費税を計算する上では、税率ごとに区分して経理（以下、区分経理）する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存（請求書等保存方式）が、次

2. 令和5年9月30日までは現行と同様

区分記載請求書等保存方式の下では、現行と同様、免税事業者からの課税仕入れであっても、区分記載請求書等保存方式の要件を具備していれば、引き続き仕入税額控除はできます。

3. 令和5年10月1日からは原則対象外

適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）は、例外を除き、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。“適格請求書等”を発行できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者だけです。この登録は消費税の課税事業者しか受けられません。つまり、免税事業者は“適格請求書等”を発行できず、結果として取引の相手先は仕入税額控除ができないこととなります。

4. 例外と経過措置

ただし、例外と経過措置があります。

(1) 例外

適格請求書等の交付を受けることが困難な取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。例えば、次のような取引です。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される一定の取引（例、3万円未満の公共交通機関の切符・自動販売機からの商品購入等）
- ② 不特定多数者へ販売等する事業者が交付する適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(2) 経過措置

また、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、次の①の要件をすべて満たす場合には、②の期間に応じてそれぞれの割合に相当する分を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

<参考> 請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書等保存方式 <small>※下線は請求書等保存方式からの改正分</small>	適格請求書等保存方式 <small>※波線は区分記載請求書等保存方式からの改正分</small>
①請求書発行者の氏名又は名称	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日	②③④は区分記載請求書等保存方式の②③④と同様
③取引内容（ <u>軽減税率の対象品目である旨</u> ）	⑤税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率
④請求書受領者の氏名又は名称 <small>（相手が不特定多数の場合は省略可能）</small>	⑥税率ごとに区分した消費税額等 <small>（適格簡易請求書は⑤の適用税率でも可能）</small>
⑤税率ごとに合計した <u>税込対価の額</u>	

①要件

請求書等の保存	区分記載請求書等と同様の事項が記載されている請求書等の保存
帳簿の記載	区分記載請求書等と同様の記載事項※に加え、この経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載

（※）帳簿には、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④対価の額の記載が必要です。

②期間と割合

期間	割合
令和5年10月1日 ～ 令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日 ～ 令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

5. ご相談のケース

ご相談のケースは先述4. (1) に該当しないため、インボイス制度開始後は、原則、仕入税額控除ができません。ただし、4. (2) ①の要件をすべて満たすことで、令和11年9月30日までの間、一定割合は仕入税額控除ができます。

一方、令和11年10月1日以降も仕入税額控除をするには、適格請求書を発行するために、賃貸人が課税事業者を選択して適格請求書発行事業者の登録を受けるしかありません。賃貸契約や不動産の所有関係の見直しなどを含めた対策が必要となるでしょう。

不動産の所有関係の見直しなど、多額の資金移動が発生するような場合には時間を要します。これを機に免税事業者との取引を洗い出し、影響額の算定とともに、対策を検討しましょう。



年次有給休暇の時季指定に関する実務上の注意点

4月より年10日以上¹の年次有給休暇（以下、年休）が付与される従業員に対し、年休日数のうち少なくとも5日²を取得させることが義務となりました。確実な取得に向けて、使用者が取得時季を指定して運用するケースもあることから、今回は、この使用者による時季指定に関する実務上の注意点をとり上げます。

就業規則の記載

今回の法改正では、従業員自らが5日の年休を取得すれば、使用者が改めて時季指定を行う必要はありません。しかし、取得日数が5日に満たない場合には、最終的には使用者が時季指定を行うことにより、確実に5日の年休を取得させる必要があります。

そもそも使用者による時季指定とは、使用者が従業員の希望を確認した上で、年休取得日をあらかじめ決めることをいいますが、これを行う際には、就業規則に時季指定を行う旨の規定が必要とされています。必ず記載しなければならない項目は、時季指定の対象となる労働者の範囲、時季指定の方法等です。

指定日までに退職した場合の対応

時季指定をしたものの、その指定日までに従業員が退職するというケースが考えられます。このような場合には、従業員の希望を再度確認した上で、退職日までに5日の年休を取得させることが原則的な取扱いになります。現実的には退職日までの期間が短いケースもありますが、このような場合も同様の取扱いとなります。

なお、実際に突然の退職により5日の年休

を取得させることができなかったときは、労働基準監督署から個別の事情を踏まえた上で、使用者に対して助言等が行われることになっています。

望ましくないとされる取扱い

この年休取得義務化の取扱いに関し、厚生労働省のリーフレット「年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう」では、以下のような取扱いは望ましくないとされています。

- ①法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、その労働日について、使用者が年休として時季指定すること。
- ②会社が独自に設けている有給の特別休暇を労働日に変更し、その労働日について、使用者が年休として時季指定すること。

①は、実質的に年休の取得につながっていないことから、望ましくないとされています。②は、今回の法改正をきっかけに特別休暇を廃止し、年休に振り替えることは、法改正の趣旨に沿わないとされています。特別休暇などの労働条件の変更は、従業員と会社が合意して行うことが原則になります。

年休の取得単位としては1日、半日、時間単位がありますが、この時季指定を行う際、従業員から半日単位の年休取得の希望があった場合には、半日単位での取得は差し支えないとされています。他方、時間単位は時季指定の対象とはならず、また従業員自らが取得しても5日の年休のカウントにも入れることはできないことから、誤った取扱いをしないようにしましょう。



10月から始まるキャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引上げの時期が近づいてきました。消費税率引上げに伴い実施されるキャッシュレス・消費者還元事業は、対象の店舗でキャッシュレス決済手段を利用して支払うと、最大5%のポイント還元が受けられるというものです。ここでは事業の概要と、中小・小規模事業者等が参加するための条件などをみていきます。

■ キャッシュレス・消費者還元事業とは

キャッシュレス・消費者還元事業（以下、還元事業）は、2019年10月1日からの消費税率引上げに伴い、引上げ後の9ヶ月間（2020年6月30日まで）に限り、中小・小規模事業者等（以下、事業者）によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。経済産業省によると※1、その仕組みは下図のとおりです。以下に還元事業の概要をご紹介します。

■ キャッシュレス決済事業者

キャッシュレス決済事業者（以下、決済事業者）は、クレジットカードやデビットカード、電子マネー、QRコードなど、一般的な購

買に繰り返し利用できる電子的決済手段を提供する事業者です。消費者に対してのポイント還元や、事業者からの加盟店申請の受付などのほか、事業者への決済端末導入補助や手数料補助も行います。

決済事業者ごとに提供する決済ブランド／サービスは異なります。決済手段ごとの主な決済ブランド／サービスは以下のとおりです。

クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB等

デビットカード

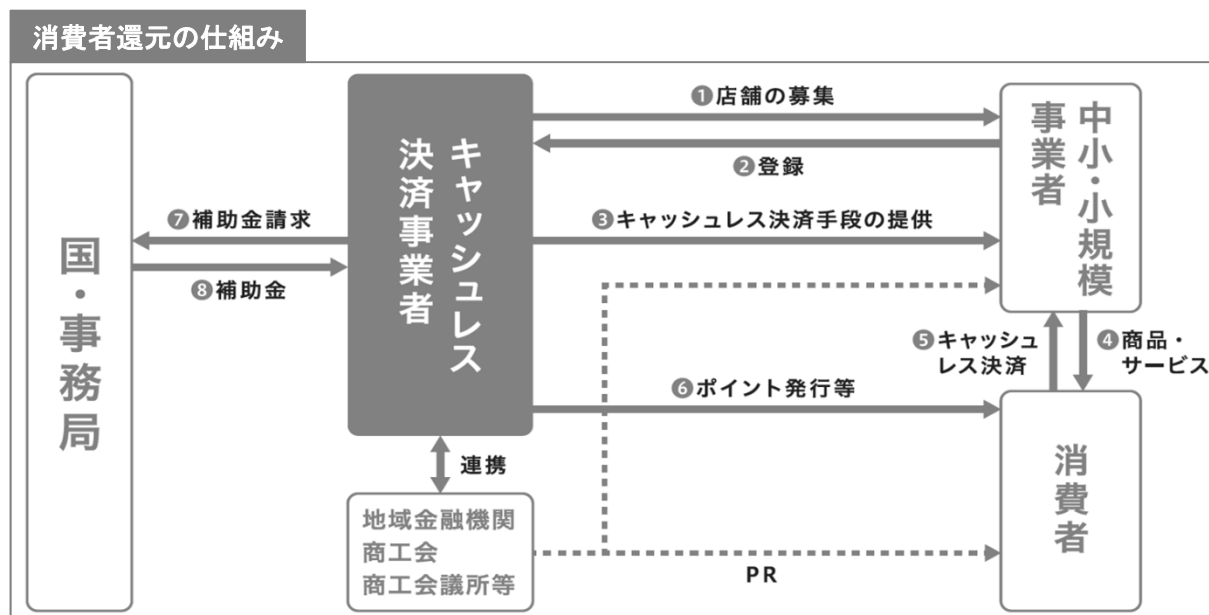
J-Debit等

電子マネー

nanaco、WAON、楽天Edy、iD、QUICPay等

QRコード

PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い等



経済産業省「キャッシュレス決済事業者向けリーフレット（PDF）」https://cashless.go.jp/assets/doc/operator_leaf1902.pdf

□ 中小・小規模事業者等

対象となる条件

補助の対象となる事業者の条件は下表のとおりですが、事業者が還元事業に参加するには、キャッシュレス決済を利用している場合でも、決済事業者の加盟店になる必要があります。

補助の対象となる中小・小規模事業者の定義 (資本金等か従業員数のどちらかを満たすこと)

	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
旅館業		200人以下
ソフトウェア業・情報 処理サービス業	3億円以下	300人以下

資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外。

中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象。

一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、NPO法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象。

経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）の概要（4月12日（金）時点）」より作成

なお、上記の条件に該当する場合でも、課税所得が15億円（過去3年間平均）を上回る事業者は対象外となります。

メリット

事業者の登録メリットとして、以下のものがあります。

中小・小規模事業者 向け	<ul style="list-style-type: none"> ●ポイント還元率5% ●決済端末費用無料導入 ●加盟店手数料割引（期間中3.25%以下、その内1/3は国が補助）
フランチャイズ等向け	<ul style="list-style-type: none"> ●ポイント還元率2%

キャッシュレス決済手段の導入や拡充で消費者の利便性が高まり、顧客層拡大の可能性がります。さらにレジ関連業務の削減による生産性向上も期待できます。

対象外となる事業者と取引

補助の対象外となる事業者と取引の一例を示すと、以下のとおりです。

対象外となる事業者（一部抜粋）

国、地方公共団体、公共法人
金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、仮想通貨交換業者
保険医療機関、保険薬局※、介護サービス事業者※、社会福祉事業※、更生保護事業を行う事業者
学校、専修学校等、宗教法人、法人格のない任意団体
保税売店

（※）一部補助の対象となるものがあります。

対象外の取引（一部抜粋）

有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等（商品券、プリペイドカード等）
自動車（新車・中古車）の販売
新築住宅の販売
当せん金付証券（宝くじ）等の公営ギャンブル
経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）の概要（4月12日（金）時点）」他より作成

□ 還元事業に参加する際の注意点

事業者が還元事業への参加を検討するにあたり、加盟店手数料や入金タイミングには注意が必要です。還元事業終了後の加盟店手数料は決済事業者によって対応が異なるため、どのようになるのか、確認しなくてはなりません。またキャッシュレス決済の場合、入金の時期が現金と異なります。資金繰りに困らないよう、入金時期に気をつけましょう。

こうした情報は、還元事業のホームページにある決済事業者の提供サービスリスト^{※2}に掲載されています。事前に確認しましょう。

（※1）経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）の概要（4月12日（金）時点）」
https://cashless.go.jp/assets/doc/gaiyou_cashless_kessai.pdf

（※2）決済事業者の提供サービスリストは、キャッシュレス・消費者還元事業のホームページで確認できます。
<https://cashless.go.jp/>

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2019年8月

お仕事備忘録

1. 個人事業者の税金の納付

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

3. 賞与所得税の納付

4. 熱中症対策

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例 ・個人事業税（第1期分）・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分も忘れずに納付しましょう。

4. 熱中症対策

暑さのピークを迎えるこの時期は、引き続き熱中症対策が重要です。具体的な対策は、厚生労働省などが発行しているリーフレットを参考に行うとよいでしょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い：休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
 - ◆福利厚生管理：休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
 - ◆パソコン等のデータバックアップ：休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。
- 事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、ご自愛下さい。

敬具



夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	先勝	
2	金	友引	
3	土	先負	
4	日	仏滅	
5	月	大安	
6	火	赤口	
7	水	先勝	
8	木	友引	立秋
9	金	先負	
10	土	仏滅	
11	日	大安	山の日
12	月	赤口	振替休日
13	火	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分）
14	水	友引	
15	木	先負	
16	金	仏滅	
17	土	大安	
18	日	赤口	
19	月	先勝	
20	火	友引	
21	水	先負	
22	木	仏滅	
23	金	大安	処暑
24	土	赤口	
25	日	先勝	
26	月	友引	
27	火	先負	
28	水	仏滅	
29	木	大安	
30	金	友引	
31	土	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分）（9月2日期限） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで